

社会福祉法人東ノ原会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東ノ原会（以下法人という。）の役員及び評議員等の報酬及び旅費等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事長の職務)

第3条 法人の代表である理事長の職務は、次の通りとする。

- (1) 法人理事・監事・評議員の集約。
- (2) 施設長、役職職員、常勤、非常勤含めた職員を総理する。
- (3) 法人の年間計画、中間目標及びそれを達成するための指示等。
- (4) 法人の資産、財産、収支、運用等の決算や決裁管理。
- (5) 法人利用者の資産、財産の管理者。
- (6) 法人が雇用する職員の採用、それに関わる決裁。
- (7) 公共機関への申請書類等の決裁。
- (8) その他法人運営に必要な事項。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 役員が理事会に出席したときは、及び評議員が評議員会に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬は支払わないものとする。

(役員等の報酬)

第5条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、第4条による報酬は支払わない。

- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のため

の業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第8条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬及び旅費を支給することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年9月4日より一部改定して適用する。

この規定は、令和元年6月21日より一部改定して適用する。

別表1（第4条関係）

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	9,660円
評議員会出席報酬等	9,660円

別表2（第5条及び第6条関係）

	報 酬
理事長報酬等	月額400,000円
理事及び評議員業務報酬等	日額 9,660円
監事報酬等	日額 9,660円

別表3（第7条関係）

	報 酬 (日額)	旅 費
報酬及び旅費	10,000円	実費相当

別表4（第8条関係）

	報 酬 (日額)	旅 費
報酬及び旅費	5,000円	実費相当